

平成 20 年 5 月 12 日

アイガモ飼養者へ

鳥インフルエンザ対策に御協力下さい

稲作へのアイガモ活用は、農薬使用量を低減させ、環境も保護するなど有益な技術であり、安全な米を求める消費者の意向に沿った農法です。この価値を十分に理解した上で、後述の理由から、鳥インフルエンザ対策に御協力をお願いします。

本年 4 月以来、韓国でアヒル農場を中心に高病原性鳥インフルエンザが流行し、わが国への侵入が心配されています。また、4 月下旬から 5 月上旬にかけて、東北地方（十和田湖畔）と北海道で死亡したハクチョウから高病原性鳥インフルエンザウイルスが分離され、既に同ウイルスが東北地方に侵入していることが明らかとなりました。

このため、岩手県では国の方針に沿って、採卵鶏や肉用鶏への感染を予防する目的で、1,000 羽以上を飼養する全養鶏場に消毒を指示するとともに、1,000 羽以下の小規模養鶏者や愛玩鶏飼養者にも自主的な消毒を要請しています。

アイガモに本病が発生した際は、同農場が全てのアイガモを失うばかりでなく、発生地点から 10 キロメートル以内の周辺農場も卵や鶏の出荷が制限され、莫大な経済的損失を被ります。昨年 1 月に宮崎県の 3 農場で本病が発生した際の総被害額は 8 億円を超えました。

飼養している自らのアイガモを本病から守り、本県の基幹産業である養鶏業に従事する職員とその家族の生活を守るために以下の対策をお願いします。

具体的な鳥インフルエンザ予防対策

6 月 10 日頃まではアイガモを鶏舎内で飼養する。

6 月上旬以降も夜間は鶏舎に収容する。

野鳥の侵入を防ぐため、鶏舎を防鳥ネットで覆う。

餌箱は常に鶏舎内に置く。

鶏舎周辺の清掃に心掛け、餌の散出を防ぐ。

鶏舎の周囲に毎週消石灰を散布する（量は 1 平方メートルあたり 1 キログラム）。

飲用水には可能な限り水道水を使用し、野鳥が飛来する池や川の水を用いない。

鶏舎や水田でアイガモに接した後に出る際は、衣服や履き物を替える。

アイガモは本病に強く、ウイルスに感染しても発病や死亡することは稀ですが、感染後ウイルスを排泄し、他の鳥への感染源となります。感染したアイガモの移動により、また、感染アイガモに接した人の衣服や履き物を介して他の鳥に感染するため、関係者に気づかれることなく本病がまん延する心配があります。

詳細は家畜保健衛生所（Tel 019-688-4111）にお尋ね下さい